

横浜地方裁判所委員会（第15回）議事概要

1 日時

平成21年12月22日（火）午後2時～午後4時45分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

裁判員裁判の実施状況

4 出席者

（委員） 井立雅之，内田邦彦，大澤則子，木口信之，工藤成史，後藤ヨシ子，篠原千治，嶋田充郎，瀧澤佳雄，林義亮，福田護，藤井清孝，山岸紀美江，吉戒修一，吉田健司（五十音順，敬称略）

（事務担当者）横浜地方裁判所事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記官，同総務課長，同総務課専門官，同総務課庶務第一係長

5 議事

（1） 開会及び委員長あいさつ

（2） 新任委員（大澤則子，工藤成史，福田護，内田邦彦）及び再任委員（後藤ヨシ子，山岸紀美江）の紹介

（3） オブザーバーの紹介

横浜弁護士会伊東克宏弁護士，横浜地方裁判所川口政明部総括判事，同楠木久史裁判員調整官がオブザーバーとして参加

（4） テーマに関する説明

ア 木口委員から「裁判員裁判の実施状況（概要）」について説明

イ 横浜地方裁判所川口政明部総括判事から「裁判員裁判を経験した一裁判長の感想」について説明

ウ 横浜地方裁判所楠木久史裁判員調整官から「裁判員裁判の手續と待遇」について説明

エ 滝澤委員から「横浜地検における裁判員裁判への取り組み」について説明
オ 横浜弁護士会伊東克宏弁護士から「裁判員裁判に関する横浜弁護士会の課題」について説明

(5) テーマについて(発言 委員長 委員 オブザーバー)

例えば、自分が裁判員になったとすればどうであろうかという観点から、あるいは、それ以外の観点からでも結構なので、プレゼンテーションをお聞きになった御感想や御意見、御質問を賜りたい。

本日伺った話の中で、メンタルヘルスサポートの話題が出ていたが、仮に、自分が凶悪事件の裁判員になり、例えば人が刺された写真を見せられたとすると、ショックを後に引きずるような気がするが、その辺りはどのようにケアされるのか。また、前に、数回は無料でカウンセリングを受けることができるということをテレビで聞いたが、現在、具体的にどのようなことを考えられておられるのかお尋ねしたい。

残虐な場面の立証の在り方とその後のメンタルヘルス対策が問題となると思われるが、メンタルヘルス対策に入る前に、残虐な場面の立証について、裁判所や検察庁でどのようにお考えであるのかお聞きしたい。

私は、当庁の裁判員裁判の1号事件で裁判長を担当したが、この事件は殺人事件であり、実際に残虐な写真が証拠として提出される場面があった。この事件では、公判前整理手続の段階で、検察官にどのような立証を予定しているのかをかなり具体的に聞いたが、その際、遺体等の写真を提出する予定があるのかどうかについても尋ねた。今までの裁判官による裁判の場合、殺人事件だと膨大な写真が出てくるが、なぜそういうものを出す必要があるのかということをよく考え、事件の実態を立証するためにどうしても必要なものに絞ってほしいということを行ったところ、遺体の写真4点はどうしても出したいということになった。

それから、公判が始まる前に、裁判員に選ばれた方に、この事件ではそ

のような写真が証拠として提出される見込みであることをあらかじめ申し上げ、心の準備をしていただいた。さらに、なぜそのような証拠を提出する必要があるのかということも説明し十分納得していただいた上で法廷に入っていた。また、法廷で証拠を提出する際には、検察官からも、事前に、今からこのような写真を見せるということをよく説明していただいた。なお、取調べの際は、写真は傍聴の方に見せずに裁判員のモニターだけに映るように配慮した。その結果、裁判員の方には十分納得して見ていただいたと思う。

この点は、マスコミの方も相当関心を持たれており、裁判員経験者に対する記者会見の際、そのような写真を見た感想について質問があったが、裁判員経験者の方は、見る必要があることを納得した上で見たが、見ることにより事実がよく分かった、あらかじめ注意をしてもらっていたので、それほど大きなショックはなかったというようなことをおっしゃっていたとのことである。

したがって、証拠を必要最小限に絞った上で、事前に十分に説明し納得して見ていただくということが大事だろうと思う。

メンタルヘルス対策の点は、電話で相談を受け付け、専門の者が相談に応じるという体制を採っているが、現在のところ、まだそのような相談の必要性が生じる段階には至っていないと理解している。

検察官は、立証に際しどのような配慮をされているのか伺いたい。

検察官は、従来、持っている写真をほとんどすべて提出していたが、現在では、起訴状に書かれた事実を立証するのに必要最小限なものに限るようにしている。しかし、情状的なものもあるので、これは残虐な行為であるという評価をしてもらうためには、その残虐な行為の結果を知っていたかなければいけない。そこで、必要最小限ではあるが、発生した結果を知っていただく意味で、そのような写真も出さざるを得ないと考えている。

そのような写真を出した場合の影響はある程度予測しているが、裁判員の方の感想や傍聴席で見た印象では、裁判員の方には勇気を持って見ていただいております、後には引きずらず、そういうものだというふうには受け止めていただいているものと感じています。

弁護人の立場から、この点についてコメントされることがあれば伺いたい。

弁護人から残虐な写真等を証拠請求することは余りないが、検察官が提出したもので必要でないと考えられるものは、不同意の意見を述べていくということになるだろう。

裁判員のメンタルヘルス対策について伺いたい。

裁判員のメンタルヘルスについては、最高裁判所が契約している、医学的な知見を持っており、かつ、全国的に対応可能な業者に対し、電話でカウンセリングの受付ができるようになっている。当庁では、初日の公判が終わった後に、裁判員の方に対し電話番号や相談できる内容が記載されたパンフレットをお渡しし、気に掛かることがあれば、こちらにまず御相談くださいという御案内をしている。カウンセリングは、現在のところ、5回まで無料で受けることができ、裁判員の職務が終わった後もお使いいただける。それ以上症状が重くなると、専門医への紹介という形になると思う。まだ事例等がないので何とも言えないが、その場合、裁判員の方は公務員に準ずる扱いをしているので、場合によっては公務による傷害ということで、いわゆる災害補償的な観点から補償をするということもあるかとは思っている。もっとも、今、説明があったように、残虐な写真等を見ていただくに当たってはかなり配慮をしており、また、裁判官からのケアもあるので、大丈夫であろうとは思っている。

幸い、まだそのような事例はないようだが、今後そのようなことが起きた場合には、しっかりと対応してまいりたい。

裁判員の選任手続についてお尋ねしたい。6名が最終的に選ばれるということだが、その人たちの価値観や見識など様々なことを考慮して最終的に選定されるのか。最終的に性別や年齢が偏ると、例えば凶悪な犯罪や性犯罪の事件を審理するに当たり、少し危惧される場所もあると思うが、裁判員を最終的に選ぶ際に配慮している点や基準のようなものがあるのかお伺いしたい。

選任については、無作為で選んだ人の中から無作為に選任するというのが法律の基本的な発想なので、裁判所側で、例えば、このようなタイプの人が好ましいなどということをお慮する余地はない。

もっとも、職業上の事由で除外される方は当然に除外されるし、自分で辞退したいと言えれば辞退できる方もいらっしゃる。例えば70歳以上の方や学生の方は、自分が辞退したいとおっしゃれば、当然辞退していただける。また、仕事や家庭の事情で参加が困難な方については、どの程度の事情かということは裁判所が判断するが、基本的にはかなり広く辞退が認められている。さらに、実際に事件に関係があって何か偏見を持っており公平な判断ができない人や事件と一定のかかわりを持っている人を除くということはある。それから、検察官と弁護人は、理由を述べずに、6人の裁判員を選ぶ場合には4人まで、補充裁判員がある場合にはさらにもう一人、不選任の請求ができる。この制度は、自分に有利に判断してくれるかどうかといった理由で不選任の請求をするなど戦術的なことを考えて不選任の請求をすることを本来予定していないと理解しているが、検察官や弁護人が、年齢や性別を考慮して不選任請求をするということも場合によってはあり得るのかもしれない。

例えば、性犯罪などの場合に、地域性を考慮し、選任の母集団からある地域の名簿に登載された者を除外するということはないのか。

最初からある地域の名簿に登載された者を除外するということはない。

法律上、候補者の選任段階から機械的に行うことになっており、裁判所が、地域性や年齢、性別を考慮し一定の方を除外することはできないことになっている。

そうすると、最後の6人がすべて女性になったとしてもかまわないということか。

仮にそのようになった場合には、そのような構成でも構わないということである。

当事者側からは理由を付さない不選任の請求もできるということだが、検察庁あるいは弁護士会の方で、この点についておっしゃられることはないか。

弁護士の経験交流会で、どのような場合に不選任請求をしているのかが話題になったことがあった。一部の弁護士から、例えば女性が被害者の事件で戦略的に若い女性の方だけを不選任請求したという話もあったが、例えば裁判所が30人呼び出した中で、女性ばかりを5人排除したからといってどのくらい女性に当たらない確率が増えるのかということも考えると、果たしてそれが有効な戦略なのかというのは一つ考えるところである。検察側の発表の数字と比べると弁護人から不選任請求をしている方が多いが、どのようなケースで不選任請求しているかということ、見た感じや話している感じから、どうも一生懸命やってくれそうにないという印象を受けた方について不選任の請求をしているケースが多いと聞いている。

選任手続に関与した検察官に聞いたところ、やはり同じように、公平とはちょっと思われぬとか、非常に癖が強そうで他の方と対等に議論をしそうにないという印象を受けた方について不選任の請求をしたとのことであった。具体的にどのような方であったのかは分からないが、不選任とした例は少ないので、多分よほどの人であったのであろうと思う。

性別、年齢以前に、やる気があるかどうか、一生懸命、裁判に取り組ん

でいただけるかどうかはまず第一であると思う。それに加えて、今おっしゃられたように、公平性や他人の意見に耳を傾けることができるかどうかという点が大事であると思う。

御年配の女性だと若い男性の被告人に優しくったり、反対に、若い女性だと結構厳しかったりなど、そういう傾向はそれなりにはあると思う。しかし、職業、年齢、男女といった様々なファクターがあるので、それらが均質になるようにすることはほとんど不可能である。制度的にはアトランダムに選ぶことになっているし、実際の結果もそれなりの幅の中におさまっており、私はそれでいいのかなと思っている。

性犯罪の関係でいうと、やはり女性は被告人に対して大変厳しいということを読んだことがあるが、女性と男性とで、特に性犯罪やDVにおける殺人などの場合には、理解度や思いなどが違ってくるのかなと思う。それほど性別による差はないという話を今伺ったが、少し違いはあるのではないかなと思うが、いかがか。

なかなか難しい質問だと思う。裁判官には女性裁判官もあり、その意見も反映されているような気もするが、いかがか。

私自身は、女性裁判官と男性裁判官とで、例えば性犯罪に対する見方というのが典型的に違うのかということ、余りそのような感じを受けたことはない。たしかに、かなり厳しい女性裁判官もいるが、厳しい男性裁判官もいるので、裁判官同士で議論しているときに、男女の別について考えたことはない。裁判員が入った場合はどうかということは、制度が始まったばかりであり、また、私自身は性犯罪の裁判員裁判をしたことがないので実のところよく分からない。しかし、そもそもこの制度は、裁判員の数を男女同人数とする制度ではないので、この制度の中で一番好ましい運用をするしかないと思うし、それはそれで実現できるのではないかなと、私自身は割と楽観して考えている。

性犯罪の場合、被害者に対する配慮ということも考えなければいけない。当庁では、まだそのような事件は審理していないが、今後、審理を担当される際にどのようにお考えなのか伺いたい。

性犯罪の被害者は、例えば証人として呼ばれたりする中で、様々な形で二次被害を受けられることがある。そのようなことがないようにするためには、被害者を証人として呼ぶことが本当に必要なのかということ、まず慎重に検討しなければいけない。また、法廷に呼ぶということになれば、遮へい措置を採り、周りから見られない形で証言していただくとか、ビデオリンクと言っているが、別の部屋に入っただいてそこからテレビ中継する形で尋問を行うなどの配慮が必要となる。青森地裁では、ビデオリンクにより尋問を行ったようであるが、音声については普通の音声の流れたようである。しかし、声だけでも被害者が特定されてしまうかもしれないので、今後、声の流し方についても工夫していかなければならないと思う。また、選任手続において事件の内容を紹介する際にも、被害者を特定されないよう配慮する必要がある。当庁では、まだそのような事件を審理していないが、今後とも被害者保護の観点から十分な配慮をしていかなければならないと考えている。

今お話を伺ったところによると、裁判員の方の御発言などが二次被害に当たるようなことがないように、事前に説明などされるということだと思うので、今後そのような二次被害が起きないように御配慮をお願いしたい。

そのような配慮や工夫を、今後も積み重ねていかなければならないと思う。

守秘義務について、評議の中でだれがどのような発言をしたかを言っただけはいけないということは我々にも分かるが、どのような発言が守秘義務違反に当たるのかは少しあいまいな気がする。裁判所内で検討会や勉強会を設けているということをお聞きしたが、その辺りは話題になっているのか。

検討会では、裁判員裁判の審理における立証の仕方や裁判所の訴訟指揮、評議の方法、公判前整理手続における証拠の絞り方やその進行など、実際の運用がどうであったかということに焦点を当てて議論している。私の担当した1号事件でも、証拠の絞り方や証拠調べの順序、方法や時間配分などについて、これで良かったのかどうかを議論したが、裁判員の方の守秘義務の問題については、将来、場合によってはあるのかもしれないが、今のところはしていない。

裁判員の方には、判決の宣告後に記者会見に応じられるかどうかをお尋ねしており、その際、裁判所から守秘義務について御説明をしていると思うが、具体的にどの程度のことをお話しされているのか伺いたい。

裁判員の方に記者会見について話すと、様々な反応をされる。絶対嫌だとおっしゃる方や出てみたいけれどもちょっと怖いという方もいれば、出てもいいよという方もおられる。ただ、放っておくと、記者会見に出席する人は本当に少なくなってしまうと思う。また、余り守秘義務を強調すると、守秘義務違反の発言をしてしまうかもしれないので記者会見に出たくないという方がかなり出てくると思う。

私としては、後に続く方にエールを送るという意味があるし、また、私も反省すべきことも言っていたので、記者会見にはできるだけ参加していただきたいと思っている。そこで、裁判員の方には、裁判員という貴重な経験をされたのだし、記者会見をすることなど人生でめったにないから、思い切ってお出になったらどうかと申し上げ、出席をお勧めしている。その上で、その場の状況や皆さんの理解度に応じて、評議であったことは御自分の御意見も含めておっしゃらないでくださいということや事件に関する感想といってもどうしても事件の中身についての意見が出てしまうことが多いので注意してくださいというようなことを申し上げている。

守秘義務という言い方をストレートにするのではなく、評議でどのような論点について議論したか、だれがどのような意見を述べたか、多数決であったか全員一致であったか、判決について自分はどう思うかなどを発言することはやめていただけませんかという言い方をした方が良いと思っている。実際、少し例を挙げて、このような発言はやはり困るんじゃないでしょうかというような言い方を、裁判長は普通しているのではないかと思う。また、それに加えて、そのような話をされると裁判の信頼を損なうことにもなってくるし、裁判員が自由にものを言うことにも好ましくない影響を与えるということを説明すると、基本的には納得していただけると思う。私自身はまだ裁判員裁判を1件しか担当していないが、守秘義務の範囲については、皆さん割とよく理解していらっしゃるという印象を受けている。

多くの人は恐らく一生に1回しか裁判員を経験しないので、裁判員は、裁判を構成している者の中で、唯一経験の積み重ねができない。したがって、その代わりに記者からの質問に対する裁判員経験者の回答を積み重ねていく必要があると思う。記者の方たちは、守秘義務ばかりにとらわれないうで、もっと多角的に質問をしていただき、裁判員としての経験が後に生かされるようにしていただきたい。

また、司法に対するコントロールが裁判員制度の趣旨だと理解しているが、その中で、検察官や裁判官の方たちは、組織的に非常によく対応されていると思う。しかし、先ほどの弁護士会のお話を聞いてもそうだが、心配なのは、弁護士の方の対応である。恐らく、検察の論理の破たんをつくきかけを作ってくれるような弁護士を市民は期待しているのだろうと思う。既に努力されていることとは思うが、弁護士の方にも一生懸命やっていただきたいと思う。

それから、検察と警察はどう違うのかという点と、公判を担当する検察官と捜査をする検察官がいるが、それは一緒の方がなされるのか否かという点

を教えてください。

最後に、裁判員制度ナビゲーション改訂版の資料編中の「罪名別に見た裁判員制度対象事件数件数」の平成16年度の件数が、以前は3791件であったのが新しいものでは3800件になっている。量刑を決める際に、最高裁判所のデータベースを使っているという話があったが、このデータもその一つだと思うので、やはりデータベースの正確性を確実にしていただかなければ困るなと思う。

検察官と警察官の違いは、簡単に言うと、犯罪が発生した場合にまず第一次的に捜査をするのが警察の方々であり、検察官はその事件を裁判にかけるか否か決める権限を持っているので、その権限を行使するのに必要な範囲で二次的な捜査をする。また、起訴した場合には、公判に立ち会い、立証活動を行い、求刑等の意見を述べるということも検察官の役割である。

捜査を行う者と公判を担当する者が一緒かどうかについては、地域によって異なっている。比較的小規模の地方の検察庁では、起訴検事がそのまま公判を担当するというのが原則であるが、東京、大阪、横浜というような大きなところは、起訴検事と別の者が公判を担当するのが原則である。もっとも、これらの庁でも事件によっては起訴検事も法廷に立つことがあり、例えば、捜査のことを知っていると何かあった場合にも対応が可能であるということで、起訴検事が被告人質問等を行うことも時々ある。

裁判員制度ナビゲーションのデータの変更理由について、確認が可能か。

データの変更理由は直ちには確認できないが、この事件数は、地方裁判所で受理した事件の概数であり、後日変更されることがあり得ると注意書きにあるように、後に精査をした結果、多少数値が変わるということはあるところである。

量刑検索システムについては、刑法等の改正があった関係もあり、現在のところデータベース化されているのは平成20年4月以降の事件だけで

ある。したがって、この平成16年の統計データの変更が、量刑検索システムに影響を与えることはないと思われる。

私は司法関係には無知であったので、今まで頂いた資料は大体読んでいるつもりである。今回頂いた裁判員制度ナビゲーションの改訂版は、新しい内容もとり入れられており、また、コラムも分かりやすくなった。それから、文字も少し大きくなり非常に見やすくなっている。また、例えばDNA鑑定的一致率について、以前のものでは1億8000万人分の1となっていたのが、現在のものでは4兆7000億分の1と変わっており、裁判所と検察は努力しているなというのが感じられた。

統計データの変更の点は、確認させていただく。量刑検索システムについては、最近、若干のミスがあったとの報道があったが、最高裁判所では、年末年始を返上して点検しているとのことなので、新年早々には正確なものが準備できると思う。

本日、この会議の前に裁判員裁判で利用する施設を見学させていただいたが、その際のお話では、午前中に選任された裁判員が、その日の午後には公判審理に立ち会うとのことであった。この点、先ほど、裁判員の方から午前中に決まって午後すぐ審理に入ったので不安を覚えたという感想があったとお話があったが、私も同様に感じていたところである。心の準備というか、このような場合こう判断したいといった自分の考え方がある程度ない中でいきなり審理に入っていくと、あっという間に、何か嵐の中を通り過ぎるみたいな感じで裁判が終わってしまうということになるのではないか。そうならないためには、裁判員に決まってから、研修のようなものを実施していただく必要があるのではないか。たしかに、若い時から教育などを受けて、必要な知識を身につけていればよいが、現実はまだそこまでには至っていないと思う。昨日、テレビで裁判員制度を取り上げていたが、フランスでは、それぞれの裁判所が、参審員に地元の刑務所を事

前に見学をしてもらい、有罪判決があった場合の処遇も十分承知してもらった上で、裁判に参加してもらっているとのことであった。

午前中に選任され、午後に審理に入るというのは、全国的にそのように決まっているのか、それとも違う方法を採用することができるのかということと、仮に違う方法を採用することができるとした場合に、刑務所を見学することまで可能かどうかは分からないが、少し心構えができるような研修が可能かどうかについてお伺いしたい。

選任手続を午前中に行い午後から公判審理に入るとというのが一般的な取扱いだが、選任手続を前日に行い、翌日から公判審理に入った例もある。私が担当した事件でも、午前中に選ばれてすぐ公判に入るのは気持ちの上でなかなか大変だとおっしゃる裁判員の方が結構いらっしゃった。しかし他方で、例えば選任手続で1日つぶれて翌日から公判に出るということになると、仕事や家庭上の事情から大変だという方もいらっしゃるので、日程を決定するに当たっては様々な要素を考慮する必要があると思う。

ただ、選任されてから公判審理が始まるまでに勉強までする必要があるのかということ、この制度は、裁判員の方に、証拠を見て事実がどうであったかということ判断していただいた上で、良識に照らして量刑についての意見を述べてもらい、皆が意見を出し合って結論を出していくというものなので、裁判員の方があらかじめ何か勉強することを予定している制度ではない。したがって、公判審理が始まるまでに勉強をしなければならないので少し期間が必要だということをお考えになる必要はないと思う。例えば、ヨーロッパ諸国の参審員は、事件単位で選ばれるのではなく、ある一定の期間、参審員として働くので、その期間に様々なことを考えてもらう機会を提供するということはあるのかもしれないが、日本の裁判員はその事件の限りなので、仮に、選任期日と公判期日をずらすとしても、例えば刑務所見学の機会を提供することまでは無理ではないかと思う。むしろ、

そのような必要がないように、当事者や裁判官がきちんと情報を提供するのがあるべき姿であると思う。例えば刑務所でどのようなことを行っているか、保護観察とはどのようなものかということは、本来は、裁判官が評議の中できちんと説明すべきことであり、実際、裁判官もそのような問題意識を持って取り組んでいるので、御理解いただきたい。

選任当日も、選任された後すぐに法廷に入るというわけではなく、裁判長が様々な説明をし、一緒に昼食もとり、少し和んでから法廷に臨むことになるので、その間に心の準備はできるのではないかと思う。それから、刑務所や保護観察所の実情に関して言うと、例えば、横浜刑務所は、希望されれば一般の方でも見学はできるようである。また、当庁においても、これらの実情を把握するため、裁判官による刑務所見学を実施しており、今後は保護観察所とも意見交換の場も持ちたいと考えている。

先ほどの検察庁のプレゼンテーションの際に、刑務所での処遇等を知ってもらう必要があるということを申し上げたが、それは裁判員が知っていなければならないということではなく、日常的に、刑罰とはこういうものであるということを、もう少しPRをしなければいけないということを自戒の念を込めて申し上げたものである。

刑務所の公開や作業品展は様々な場所で行っており、刑務所見学では収容者と同じ食事もできるし、キャピックという非常に安くて良い刑務作業品も買えるので、是非とも足を運んでいただきたい。

先ほどの検察官の方の話によると審理日数が1年から3日間に、公判の回数も8回から3回になり、審理が非常に単純化されたとのことである。努力されているのはよく分かるし、裁判の迅速性ということも非常に大事だとは思いますが、例えば審理内容の深みがなくなったとか、判断基準を少しシフトしたとか、そういうことはないのか。裏返して言えば、このように短期間できるものが今までどうして1年もかかったのか不思議に思うの

で、その辺りを説明していただきたい。

この点については、検察と裁判所のそれぞれに宿題があったのだと思う。

争われたときに備えてすべての証拠を出しておこうという発想が検察にはあったし、細かな情状でもすべて知ってもらいたいというような、少し欲張りなところもあったと思う。しかし、裁判というのは、何から何まですべてを明らかにするのではなく、刑罰を決めるのに必要な情報があればよいのだと割り切ることも、裁判員裁判の制度趣旨の一つであると発想を少し切り替えたために、ここまで短縮化できたのだと思う。もっとも、実は、争われた場合や情状的に微妙な場合に備え、手元には法廷に提出した証拠の何十倍もの証拠を持っているので、捜査、公判の手間は以前と余り変わっていないというのが実情である。

それから、事前に公判前整理手続を行い、論点を十分に絞り込むので、それによってかなり審理が圧縮されたということもある。公判前整理手続にかかった日数も考慮すると、現在の運用と過去の運用の違いの差はもう少し縮まるのかもしれない。

審理は短縮されても、実際は、捜査、公判の手間はそれほど変わっていないのでその辺りの努力は認めていただきたいし、反省すべきであった点は改めているということも御理解いただきたい。

審理期間が1年から3日になったという話があったが、やはり公判前整理手続があったのか否かというのは大きな違いであると思う。弁護人としては、公判前整理手続の期間が延びることを懸念しており、実際、起訴されてから公判が始まるまでに半年以上かかった事件も徐々に増えてきていると思う。そうした場合、弁護士の立場から見て問題なのは、日本では保釈制度がまだ十分柔軟に運用されていないことから、第1回公判までの期間が延びた分、被告人が保釈されずに長期間勾留されるという状況が生じることである。

横浜の1号，2号，3号事件の審理期間は，それぞれ3日，4日，4日とのことだが，今後は，困難事件が増えるということで，審理期間が延びるのか否か。それから，この1号，2号，3号事件の公判前整理手続は，どのぐらいの期間であったのか教えていただきたい。

この1号，2号，3号事件は，争点がそれほどある事件ではなく，特に1号と3号事件は専ら量刑だけが争点の事件であった。本当に争点がある事件は，証拠をいかに厳選してもやはり相当の証拠調べが必要になることから，今までのように必ず3日や4日で審理が終わるとは言えないと思う。私自身は一審で10年かかった事件を担当したことがあるが，今後，そのような事件を裁判員裁判で行った場合に，審理をどこまで短縮できるのかということが，法曹三者の大きな課題であると思う。

1号，2号，3号事件の公判前整理手続の期間については正確に把握していないが，これらの事件は，いずれも5月21日の裁判員法の施行以後に起訴された事件であり，公判のおよそ2か月前には公判前整理手続を終結して裁判員を呼び出していることを考えると，公判前整理手続の期間は非常に短いものであったといえる。例えば，1号事件は，6月ごろから公判前整理手続を行ったとしても，9月29日の約2か月前には公判前整理手続が終わっていたということになる。このように，公判整理手続は問題がなければ非常に早く終わるが，5月に起訴になってまだ公判前整理手続を行っている事件もあるので，公判前整理手続にかかる期間はケース・バイ・ケースとしか言いようがない。

昔の裁判は余り整理をしないでとにかく公判に入ってしまったが，裁判員裁判は公判前整理手続でかなり綿密に争点が整理されるので，公判の期間が短くて済むということだろう。今まで当庁で行われたのは争点が少ない事件であったので，審理が3日，4日で済んでいたが，来年以降の事件はそういうわけにいかないと思うが，どれぐらいの期間を要するかという

と、まだ何とも言えないところである。

先ほど、伊東弁護士から連日開廷は弁護士にとっていろいろと負担が多いという話があった。たしかに弁護士会としても努力をしなければならないところではあるが、実際、4日間や5日間、連日で公判に立ち会うことは、その前の公判前整理手続も考えると弁護士にとって負担が重い。また、刑事裁判で裁かれる方は、経済力のない方が多いので、裁判員裁判は国選弁護事件となることが多いが、国選弁護は、予算の制約もあって私選弁護に比べれば何分の1という報酬しか支払われないので、弁護士にとってはさらに負担である。したがって、私の事務所の若い弁護士にも裁判員裁判を気安く勧めることが出来ないというのが現状である。そのような状況なので、弁護士会に期待していただくのはよいが、余り過剰な期待をしていただくのも困るなと思い、一言申し上げた。

今のお話とも少し関連するが、私はここに来るまで、裁判員裁判は裁判員だけが大変なのだと思っていた。しかし、今日のお話を聞いて、実は一番大変なのは弁護士の方であるということを確認させられた。伊東弁護士からは、国選弁護人の複数選任を是非お願いしたいという悲痛な叫びを聞いたが、この辺りがうまくいかないと、この制度自体がつぶれてしまうのではないかという印象を持った。

先ほど、マスコミからも裁判員経験者の声をもっと伝えてほしいという御意見を頂いたが、私は、先月、日本民間放送連盟が年1回開催する研修会にコーディネーター役で参加し、様々な記者の話を聞いてきた。裁判員裁判をどのように伝えていくかということもそこでの大きなテーマとなっており、私はその分科会には出席しなかったが、伝え聞いたところによると、やはり先ほどからお話に出ている守秘義務についてどのように対処していくかということと、記者会見の在り方がテーマとして挙がっていた。裁判員経験者の記者会見は、裁判所内で最初に記者会見を行い、その後、

記者クラブだけで記者会見を行うという方式を採っているが、現在、最初の記者会見では記者会見中の録音や撮影は許されていない。テレビ側と新聞側とで少し温度差があるようであったが、特にテレビ側からすると、やはり本人の生の声を伝えたいという気持ちが強いので、2度目の記者会見に積極的に誘導しているが、拒まれるケースが非常に多く、各地域で、裁判員経験者の方の生の声を国民に伝えるのに苦労しているとのことであった。裁判員経験者の方の声をしっかりと伝えていかなければいけないという思いは全記者共通で持っているようであったが、今後、さらに何らかの形で裁判員経験者の生の声を伝えることができる道を探っていかなければならないと思っている。

裁判員裁判は、施行後まだ半年程度なので、現時点ではデータの的にもまだ十分ではないし、また、この法律は3年後の見直しということも考えているので、折に触れてこの委員会でも取り上げるだけの価値があるテーマだと思うが、本日はこの辺りにさせていただきたい。

(6) 次回のテーマ及び開催日時

ア 次回のテーマ

「労働審判について」

イ 次回の開催日時

平成22年5月20日(木)午後2時～午後4時30分

以上